

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

令和元年7月3日現在における新潟県後期高齢者医療広域連合長に対する条例の制定又は改廃の請求その他直接請求について、それぞれの要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年7月11日

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会
委員長 鈴木 正雄



- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の6第1項の規定により準用する同法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

38,494人

- 2 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに同法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

340,583人

- 3 地方自治法第291条の6第1項の規定により準用する同法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

市町村	数
新潟市	178,955人
長岡市	76,451人

三条市	27,910人
柏崎市	23,974人
新発田市	27,834人
小千谷市	10,173人
加茂市	7,933人
十日町市	15,185人
見附市	11,537人
村上市	17,473人
燕市	22,679人
糸魚川市	12,373人
妙高市	9,278人
五泉市	14,467人
上越市	54,433人
阿賀野市	12,134人
佐渡市	16,079人
魚沼市	10,434人
南魚沼市	15,845人
胎内市	8,419人
聖籠町	3,863人
弥彦村	2,298人
田上町	3,438人
阿賀町	3,311人
出雲崎町	1,290人
湯沢町	2,347人
津南町	2,791人
刈羽村	1,294人
関川村	1,645人
粟島浦村	99人